

半田市議会議員 様

最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情

日本の最低賃金は、先進諸国と比較して低水準でありその金額差は拡大傾向にあります。また、地域別最低賃金制度は、地域間および男女間の賃金格差に影響を及ぼし、地方から大都市圏への人口流出をいっそう深刻化させる要因の一つとなっています。

高市早苗首相は、昨秋の臨時国会において、「最低賃金については骨太方針 2025 で 2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向けたゆめぬ努力を継続するという方針は閣議決定されている」と表明しました。あわせて、「その目標を事業者のみなさまには丸投げいたしません」「継続的に賃上げができる環境整備にしっかりと取り組む」と述べています。これらの発言を具体的施策として着実に実行することが、今まさに求められています。

最低賃金法第 1 条は「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」と規定しています。最低賃金制度の根幹は、日本国憲法第 25 条に基づく生存権の保障にあり、その水準は健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるものでなければなりません。

愛知県労働組合総連合(愛労連)が実施した「愛知県 2024 年若年単身者世帯の最低生計費試算結果」によれば、県内で暮らす 20 代単身者の必要最低生計費額は、月額で男性 270,906 円、女性 265,330 円、時間額ではそれぞれ 1,806 円、1,769 円とされています。これに対し、2025 年の愛知県最低賃金は時間額 1,140 円にとどまり、大きな乖離があります。全国的にも物価高騰の影響を加味した 2024 年以降の試算結果によれば、1,700 円から 1,900 円必要との結果が出されています。最低賃金を速やかに全国一律 1,500 円以上へ引き上げることは、「地方創生」を推進するうえでも極めて重要です。

現在、最も高い東京都の最低賃金は 1,226 円、最も低い高知県・宮崎県・沖縄県は 1,023 円であり、最高額と最低額の差は 203 円に及びます。この格差は、地方の人口減少と地域経済の疲弊に拍車をかけています。昨年の最低賃金改定では、39 道府県が中央最低賃金審議会の示した目安額を上回る改定を行っており、地域間格差是正を求める声は広がっています。

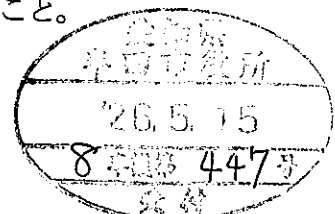
一方で、最低賃金の大幅な引き上げを実現するためには、中小・小規模事業者への支援強化が不可欠です。労務費上昇分を適正に価格転嫁できる公正な取引環境の整備、政府による助成措置や社会保険料負担軽減などの直接支援の拡充が求められます。あわせて、2026 年 1 月に施行された中小受託取引適正化法の実効性を確保し、下請事業者への不当な単価引き下げが行われないよう万全の対策を講じる必要があります。

最低賃金の引き上げは、労働者・国民の生活を底上げし、購買力を高め、地域経済を活性化させる重要な施策です。地域内で所得が循環する経済構造の確立にも資するものです。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現すること。
2. 最低賃金を今すぐ時給 1,500 円以上に引き上げること。
3. 最低賃金の引き上げのために、中小企業・小規模事業所支援策を抜本的に拡充するとともに、中小受託取引適正化法の実効性を確保し、公正取引を保障すること。



以上

陳-7.

【意見書案①】国宛

最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書(案)

長期にわたる物価高騰は、市民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に深刻な影響を及ぼし、地域経済を疲弊させている。とりわけ、最低賃金近傍で働くパートなどの非正規雇用労働者やフリーランスなど、立場の弱い労働者の生活は極めて厳しい状況にある。

労働者の生活を守り、日本経済の回復を進めるためには、賃金引き上げの流れを一層加速させ、国内総生産(GDP)の約6割を占める個人消費を下支えし、経済の好循環を確立することが不可欠である。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが求められている。

2025年の地域別最低賃金は、最も高い東京都で時給1,226円、愛知県で1,140円、最も低い高知県・宮崎県・沖縄県では1,023円にとどまっている。1日8時間働いたとしても、月額賃金は約15万円から18万円程度(税込み)であり、最低賃金法第9条第3項に定める「労働者の健康で文化的な最低限度の生活」を十分に確保できる水準とは言い難い。

現行の地域別最低賃金制度は、最低賃金決定の三要素である「労働者の生計費及び賃金」並びに「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して定める仕組みとなっている。しかし、地域別制度の下では、賃金水準や支払能力が低い地域ほど低い水準にとどまる構造となり、地域間格差が固定化されるおそれがある。また、高い地域も低い地域との均衡を意識せざるを得ず、全体の引き上げを抑制する要因ともなっている。

このような制度の下では、人口の一極集中や若者の都市部への流出に歯止めをかけることは困難である。最低賃金が低い地域では賃金水準全体が抑えられ、年金、生活保護費、公務員賃金など、地域間の生活水準や経済格差にも影響を及ぼしている。賃金は経済の最も基礎となるものであり、その底上げと格差是正なくして、日本経済の持続的かつ健全な再生は望めない。

世界においては全国一律の最低賃金制度を採用する国が多数を占めており、日本の最低賃金水準はOECD諸国の中でも下位から5番目と指摘されている。各国では、大胆な財政支援や中小企業への直接支援、公正な取引環境の整備などと一体で最低賃金の引き上げを進めている。我が国においても、全国一律制度への法改正を行うに当たり、中小企業・小規模事業者に対する実効性ある支援策を抜本的に拡充・強化することが不可欠である。

労働者の生活の安定と労働力の質の向上、消費購買力の確保を図り、循環型の地域経済を確立することにより、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指すべきである。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現すること。
2. 最低賃金を今すぐ時給1,500円以上に引き上げること。
3. 最低賃金の引き上げのために、中小企業・小規模事業所支援策を抜本的に拡充するとともに、中小受託取引適正化法の実効性を確保し、公正取引を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣

〇〇〇議会
議長